

市立認定こども園、保育所
保護者の皆様

香芝市長 福岡 憲宏

【令和3年4月22日時点】新型コロナウイルス感染症感染者発生時の
公表及び香芝市における児童・園児の出席再開の基準について

平素は、本市教育・保育の推進にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

香芝市立認定こども園、保育所にて感染者が発生し、市に情報提供を受けた際の公表に関する基準及び児童・園児が感染した場合の出席再開につきまして、以下のとおり取扱いいたしますので、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

■児童・園児に感染者が発生した際の香芝市における公表範囲について

※以下、感染者が通園(所)していた施設(認定こども園等)を『当該施設』と記載します。

① 『当該施設内において濃厚接触者がいない場合』

・市に提供を受けた感染者の情報(施設名、学年・年齢等)については、公表いたしません。

② 『当該施設内において濃厚接触者が特定された場合』

又は『当該施設内において感染の拡大が確認された場合』

・感染者が発生した旨及び臨時休業等につき、当該施設の保護者宛に通知します。なお、濃厚接触者やPCR検査の対象者は保健所等の専門機関が指定し、該当者には別途連絡があります。

・当該施設関係者におけるPCR検査の受検者数や受検結果及び施設種別(認定こども園、保育所等)については、市に情報提供を受けた範囲で香芝市ホームページを通じて公表いたします。

■出席再開の基準について

新型コロナウイルス感染症感染者となった児童・園児の出席再開に当たっては、専門医や保健所等の専門機関にて治癒が認められ、登園(所)を再開しても問題ない旨をご確認いただいた上で、こども園(保育所)とご相談ください。その際、入院・療養期間による体力の低下等に配慮し、数日間の自宅療養をお願いする場合がございます。また、この間も感染予防対策を徹底いただき、健康観察をお願いいたします。

香芝市教育委員会事務局 教育部
保健給食課 TEL:0745-44-3438